

小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件（平成20年12月9日国土交通省告示第1446号）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十三第一号の規定に基づき、小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を次のように定める。

建築基準法施行令第二百二十九条の十三第一号に規定する小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準は、次のとおりとする。

一 昇降路は、次のイから八までに掲げる部分を除き、壁又は囲いで囲むものであること。

イ 昇降路の出し入れ口

ロ 機械室に通ずる主索、電線その他のものの周囲

ハ 昇降路の頂部及び底部

二 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸は、任意の五平方センチメートルの面にこれと直角な方向の三百ニュートンの力が昇降路外から作用した場合において、次のイ及びロに適合するものであること。

イ 十五ミリメートルを超える変形が生じないものであること。

ロ 塑性変形が生じないものであること。

三 昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の全部又は一部（構造上軽微な部分を除く。）に使用するガラスは、合わせガラス（日本工業規格 R 三二 五に適合するものに限る。）又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。

四 昇降路の出し入れ口の戸は、昇降路外の人又は物による衝撃により容易に外れないものであること。

五 昇降路の出し入れ口の戸は、空隙のないものであること。

六 昇降路の出し入れ口の戸は、上げ戸又は上下戸とすること。

七 上げ戸又は上下戸である昇降路の出し入れ口の戸は、閉じたときに、次のイから二までに掲げるものを除き、すき間が生じないものであること。

イ 昇降路の出し入れ口の戸と出し入れ口枠のすき間で、六ミリメートル以下のもの

ロ 上げ戸にあっては、昇降路の出し入れ口の戸と敷居のすき間で、二ミリメートル（戸の敷居に面する部分に難燃性ゴムを使用するものにあつては、四ミリメートル）以下のもの

ハ 上下戸にあっては、昇降路の出し入れ口の戸の突合せ部分のすき間で、二ミリメートル（戸の突合せ部分に難燃性ゴムを使用するものにあつては、四ミリメートル）以下のもの

ニ 二枚の戸が重なり合つて開閉する構造の上げ戸である昇降路の出し入れ口の戸にあっては、重なり合う戸のすき間で、六ミリメートル以下のもの

八 昇降路の出し入れ口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものであること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。ただし、第三号及び第六号の規定は、平成二十二年九月二十八日から施行する。